

藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金交付要綱

制定	平成23年	3月31日
改正	平成26年	5月1日
改正	平成28年	7月1日
改正	平成31年	4月1日
改正	令和3年	10月1日
改正	令和4年	4月1日
改正	令和5年	3月1日

(趣旨)

第1条 市長は、特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（定員29人以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）の建設を促進し計画的整備を図るため、特別養護老人ホームの整備に要する経費に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「施設」とは、特別養護老人ホームの建物をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることととも に既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築 を含む。）をすること。

3 この要綱において「施設整備費」とは、施設整備に必要な工事費又は工事請負費（別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、社会福祉法人が市内で行う特別養護老人ホームの施設整備のうち、次に定めるものとする。

(1) 創設、増築又は増改築（いずれについても、原則として全室個室で整備するものであって、神奈川県及び市が介護保険事業計画に位置づけるとともに、神奈川県が老人福祉施設施設整備費補助金（以下「県補助金」という。）を交付するも

のに限る。)

(2) 改築(原則として全室個室で整備するものであって、神奈川県が県補助金を交付するものである場合に限る。)

2 次の費用は、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 門、柵、堀などの外構に要する費用

(3) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

(4) 職員の宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として適当と認められない費用

3 特別養護老人ホームの施設整備を行おうとする法人が、次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、補助金交付の対象としない。

(1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。

(2) 財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。

(3) 当該法人が当該施設の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法若しくは介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰若しくは命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法若しくは介護保険法に基づき、県若しくは市町村から文書による指導、指示若しくは勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。

4 市税を滞納している者は、補助金交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、入所定員数に200万円を乗じて得た額以下で、施設整備費から県補助金の額を控除した額又は2億円のうち低い方の額を限度として市長が定める。

2 第12条第1項ただし書の規定により補助金の一部を事業完了前に交付する場合における各年度(事業完了年度を除く。)の補助金の額は、3月末日における進捗率に基づいて算出し、定めるものとする。

3 前項の規定により補助金の額を定める場合においては、その額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 施設整備費収支予算書(見込書)抄本

- (2) 費用区分表
- (3) 面積表
- (4) 建物配置図
- (5) 建物平面図
- (6) 建物立面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（飽和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や精算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第8条の規定に基づき、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が前各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行う事について当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定により、補助金交付の申請があつたときは、審査の上、交付の可否を決定し、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、規則第2条の規定により、必要に応じて、次に掲げる指示又は条件を付けるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、必要な手続きを経なければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
 - (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結する契約については、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせる事を承諾してはならない。ただし、施設建設を目的とする信託（社会福祉法人が委託者となるものに限る。）によって施設整備を行う場合にあっては、「建設工事の完成を目的として締結する契約」は、「信託の受託者が建設工事の完成を目的として締結する契約」と読み替える。
 - (6) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。ただし、施設建設を目的とする信託（社会福祉法人が委託者となるものに限る。）によって施設整備を行う場合にあっては、「建設工事の完成を目的として締結する契約」は、「信託の受託者が建設工事の完成を目的として締結する契約」と読み替える。
 - (7) この補助金に係る対象経費について、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
 - (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除く。
 - (9) 施設の構造設備については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年神奈川県条例第16号）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年神奈川県条例第17号）に定める基準を遵守しなければならない。
 - (10) 施設整備に当たっては、施設の安定的な運営を図るため、施設整備及び施設運営に係る確実な資金計画を策定して、資金の確保を行わなければならない。
 - (11) 施設整備に当たっては、施設整備に係る日程計画を遵守するとともに、施設の運営に必要な設備備品及び人員を計画的に確保して事業完了後は遅滞なく運営を開始しなければならない。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 市長は、第12条第1項ただし書の規定により補助金の一部を事業完了前に交付することとした場合は、その旨を決定通知書に記載するものとする。

(状況報告等)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定通知を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、工事契約の締結後、着工するまでの間、毎月10日までに、着工前の事業遂行状況について前月末日の状況を記載した藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業着手届兼事業遂行状況報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、工事請負契約等の締結後、最初に提出する当該報告書には工事請負契約書等の写しを添付しなければならない。

2 補助決定事業者は、工事に着工したときは、着工後10日以内に、工事着工報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 補助決定事業者は、工事に着工した後は、毎月15日までに、前月末日の工事進捗状況を記載した工事進捗状況報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

4 創設に係る補助決定事業者は、補助対象の特別養護老人ホームの開設予定日の6月前、3月前及び1月前に、開設に向けた準備状況について、開設準備状況報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更等)

第9条 補助決定事業者が、当該事業の計画のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、速やかに、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業計画変更等承認申請書(第7号様式・以下「変更等申請書」という。)に変更の内容や理由等が分かる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
又は建物等の用途

(2) 入所定員又は利用定員

(3) 補助事業の経費又はその配分(補助金の額の算定に関わらない軽微な変更については除く。)

(4) 補助事業の各会計年度末の予定進捗率

(5) 補助事業の完了予定日(補助金の額の算定又は交付する会計年度に関わらない軽微な変更を除く。)

2 補助決定事業者が、当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに、前項の変更等申請書に中止又は廃止の状況や理由等が分かる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定により変更等申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業計画変更等承認通知書(第8号様式)により通知するものとする。

4 第1項各号により変更等申請書を提出する必要のない軽微な変更については、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業計画等変更届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了検査又は中間検査)

第10条 市長は、補助事業が完了したとき、又は、第12条第1項ただし書の規定

により一部の補助金を事業完了前に交付する旨の決定を受けた者に係る事業完了年度の前の年度の末に、検査をし、当該事業の完了又は進捗について確認するものとする。

(完了届)

第11条 補助決定事業者は、事業を完了したときは、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業完了届（第10号様式。以下「事業完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、前条の規定による検査後10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備費収支決算書（見込書）抄本
- (2) 費用区分表
- (3) 面積表
- (4) 建物配置図
- (5) 建物平面図
- (6) 建物立面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助決定事業者のうち第12条第1項ただし書の規定により一部の補助金を事業完了前に交付することとされたものは、事業完了年度前の年度においては、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費事業部分完了届（第11号様式。以下「部分完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、前条の規定による検査後10日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備費収支決算書（見込書）抄本
- (2) 費用区分表
- (3) 工事進捗率の分かる書類

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助決定事業者は、第1項に規定する事業完了届又は第2項に規定する部分完了届を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して届け出るとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、事業の完了後、補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業が複数年度に渡る施設整備の場合であって、資金調達の必要性等の理由により必要があると認める場合は、交付を受ける者の実績、資力、事業計画等から当該事業の完了の確実性を判断した上で、各年度における施設整備工事の進捗率に基づき、補助金の一部を事業完了前に交付することができる。

2 市長は、第10条に規定する検査により当該事業の完了又は進捗を確認した後でなければ補助金を交付してはならない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第13条 補助金の交付（前条第1項ただし書の規定による事業完了前の補助金の一部の交付を除く。）を受けた者は、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業実績報告書（第12号様式。以下「事業実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該補助金の交付に基づく施設整備費の支払い後20日以内又は当該補助金の会計年度の出納閉鎖期間の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3号の書類を提出期限までに提出できない場合は、事業実績報告書に第1号及び第2号の書類のみを添付して本文に規定する期日までに提出するものとし、第3号の書類は、取得可能となった後速やかに提出しなければならない。

- (1) 施設整備費収支決算書抄本
- (2) 施設整備費の支払い領収書
- (3) 対象施設の登記全部事項証明書

2 前条第1項ただし書の規定による事業完了前の補助金の一部の交付を受けた者は、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備事業実績報告書（部分交付用）（第13号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助金の交付に基づく施設整備費の支払い後20日以内又は当該補助金の会計年度の出納閉鎖期間の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備費収支決算書抄本
- (2) 施設整備費の前金払い又は中間払いの領収書

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前条の規定による事業実績報告書の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第14号様式）により、速やかに、市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助決定事業者又は補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、次条に定める処分制限期間に相当する期間、保存しなければならない。

3 補助決定事業者又は補助金の交付を受けた者が、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければ

ばならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。この場合における処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の返還等)

第17条 補助金の交付の決定を受けた者が、規則第10条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業である特別養護老人ホームの施設整備を完了させることができなかったとき
- (2) 補助事業である特別養護老人ホームの創設又は増築のための工事の竣工後、当該施設の所有権を補助金交付決定を受けた者に帰属させることができなかったとき
- (3) 補助事業者が、介護保険法第48条第1項第1号の指定又は第42条の2第1項の指定を受けることができないとき
- (4) 補助事業者が、第6条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (5) 第16条に規定する市長の承認を受けて財産を処分するとき
(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは法人名称等変更届（第15号様式）により、第4号に該当するときは法人設立届（第16号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称又は主たる事務所の所在地を変更したとき
- (2) 法人の代表者を変更したとき
- (3) 登記所への届出印を変更したとき
- (4) 社会福祉法人の設立準備団体が法人格を取得したとき

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市特別養護老人ホーム施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成26年4月30日）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに選定された特別養護老人ホームの施設整備事業に係る補助金の額は、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月5日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日）

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。